

村上市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅の取得若しくは貸借、又は引越しに係る費用に対し、予算の範囲内で補助するものとし、この補助金の交付に関しては、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から翌年3月29日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和5年4月1日から翌年3月29日までの間に、結婚を機に市内での住宅の取得又は貸借のために要した費用のうち、当該住宅の購入費（新築する場合の工事請負費を含む。）及びリフォーム費用、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 令和5年4月1日から翌年3月29日までの間に、前号における住宅又は夫若しくは妻が現に居住する住宅への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる新婚世帯は、次の各号全てに該当する世帯とする。

- (1) 補助金の申請日において、夫婦が村上市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっており、及び補助金の交付を受けた日から2年以上継続して市内に居住する意思があること。
- (2) 令和4年分（令和4年1月1日から令和4年12月31日までをいう。以下同じ。）の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額から、令和4年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除し、算出した額とする。
- (3) 夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。）における年齢が39歳以下であること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦が市税を滞納していないこと。また、夫婦が市外から転入している場合においては、転入前の市町村税についても滞納していないこと。

第3条の2 前条に定めるほか、補助の対象となる世帯は、令和4年度に当該要綱による補助金を受給し、次の各号全てに該当する世帯とする。

- (1) 令和4年度の結婚新生活支援補助金受給額が、第5条第1項に定める上限額に達しなかった世帯
- (2) 夫婦が市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

- 2 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月払の賃料及び共益費については、1 か月分を上限とする。
- (2) 夫婦の一方が婚姻前に契約し居住していた住宅について、他方が後に当該住宅に居住した場合は、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以降）に支払った費用のみを対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、その上限額は次のとおりとする。ただし、補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。

- (1) 第3条に規定する世帯 1世帯当たり 30万円
 - (2) 第3条に規定する世帯で夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 1世帯当たり 60万円
 - (3) 第3条の2に規定する世帯 第1号の額から令和4年度に受給済みの額を差し引いて得られた額
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村上市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し
 - (2) 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
 - (3) 夫婦の所得証明書（市区町村が発行する令和4年分の所得を証明するもの）
 - (4) 夫婦の市町村税の納税証明書（市区町村が発行する令和4年分の納税状況を証明するもの）
 - (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（第3条第2号ただし書に該当する場合）
 - (6) 住宅の売買契約書及び領収書等の写し（住宅を購入した場合）
 - (7) 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を新築又はリフォームした場合）
 - (8) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅を賃借した場合）
 - (9) 引越費用に係る領収書等の写し（引越費用がある場合）
 - (10) 住宅手当支給証明書（様式第2号）及び給与明細書の写し
 - (11) 誓約書（様式第3号）
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 第3条の2に規定する世帯の申請には、前項第1号、第3号及び第5号の書類の添付は不要とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、村上市結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による交付決定を行った申請者に対し、交付決定後速やかに補助金の交付を行う。

（次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定）

第9条 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、補助対象期間内に第6条に定める交付申請を行うことが困難なものは、村上市結婚新生活支援事業資格認定申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し
- (2) 住民票の写し(夫婦双方の住所が記載されたもの)
- (3) 夫婦の所得証明書(市町村が発行する令和4年分の所得を証明するもの)
- (4) 夫婦の市町村税の納税証明書(市区町村が発行する令和4年分の納税状況を証明するもの)
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(第3条第2号ただし書に該当する場合)
- (6) 住宅の売買契約書の写し(住宅を購入する場合)
- (7) 住宅の工事請負契約書の写し(住宅を新築又はリフォームする場合)
- (8) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借する場合)

(資格認定の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、資格認定することが適当であると認めるときは、村上市結婚新生活支援事業資格認定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(調査等)

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、又は申請者に報告若しくは書類の提出を求めることができるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、第7条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。